明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○大学設置基準の一部を改正する省令（文部科学三四）　一
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（同三五）　二
〔告　示〕
○大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一ロに定める医学関係の専任教員数に係る基準について定める件（文部科学一七一）　二
○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（同一七二）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
国民の保護に関する基本指針の変更（内閣）
内閣府国民保護計画の変更について（内閣府）
国家公安委員会・警察庁国民保護計画の変更について（国家公安委員会・警察庁）
消費者庁国民保護計画の公表について（消費者庁）
消費者庁防災業務計画の公表について（同）
文部科学省・文化庁国民保護計画の変更について（文部科学省・文化庁）
厚生労働省国民保護計画の変更について（厚生労働省）
海上保安庁国民保護計画の変更について（海上保安庁）
防衛省国民保護計画の変更について（防衛省）
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人海技教育機構（平成二十年度財務諸表）、税理士登録者、特定計量器型式承認関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　九

省令

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の次に次の三項を加える。

7　平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域医療再生臨時特例交付金の申請に際して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより七百五十人までの範囲で増加する大学（次項及び第九項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の専任教員数は、百五十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。

8　医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校地の面積の算定については、当該大学の医学に関する学部の学科における七百二十人を超える部分の収容定員の増加はないものとみなして第三十七条第一項の規定を適用する。

9　医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校舎の面積の算定については、別表第三ロに定める医学関係の校舎の面積を別表第三ロに定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の校舎の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき七十五平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積とし、及び別表第三ロに定める医学関係の附属病院の面積を別表第三ロに定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の附属病院の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき百平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積として、第三十七条の二の規定を適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の次に次の二項を加える。

4　平成二十二年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十一年十一月十一日から同月十六日までの間に文部科学大臣に申請することができる。

5　平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条の各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。